

令和7年第12回

栄町農業委員会総会議事録

栄町農業委員会

- 1 開催日時 令和7年12月8日(月)午後3時00分から午後3時25分
- 2 開催場所 栄町役場庁舎5階大会議室
- 3 出席委員(8名)

会	長	8番	増田 榮
会長職務代理者		7番	長谷川 貴子
委	員	1番	長崎 光男
		2番	朝倉 友子
		3番	鈴木 憲司
		4番	野村 斗士夫
		5番	川崎 重克
		6番	藤崎 賢治
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 会議書記の指名
 - 第3 議事
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
 - 議案第3号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について
 - その他
- 6 出席職員
 - 農業委員会事務局長 小川 浩昭
 - 農業委員会事務局主事補 鈴木 亜衣人
- 7 農地利用最適化推進委員(7名)
 - 八田羽 靖、竹内 邦夫、池田 英治、藤崎 進、麻生 新治、大見川 正明、山田 敏文

◎開会

午後 3 時 0 0 分開会

○事務局長（小川浩昭）

それでは、始めさせていただきます。起立、礼。

○議長（増田榮）

ただ今より、令和 7 年第 1 2 回栄町農業委員会総会を開会します。

本日の委員 8 名中 8 名出席ですので、農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項により、総会は成立しております。

◎議事録署名委員の指名

○議長（増田榮）

議事日程第 1 の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（増田榮）

それでは、3 番鈴木委員、4 番野村委員にお願いします。

◎会議書記の指名

○議長（増田榮）

議事日程第 2 の会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の鈴木氏を指名します。

○議長（増田榮）

それでは議事に入ります。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題とし、整理番号 1 について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（小川浩昭）

それでは、1 ページ 議案第 1 号 整理番号 1 について、ご説明いたします。

場所については、2 ページをご覧ください。

農地の所在は、須賀字屋敷割、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は 1, 1 0 0 m²他 2 筆で合計 5, 6 0 0 m²になります。譲渡人、譲受人及び経営面積は、記載のとおりです。

本件は、農地の売買により所有権移転を目的として、農地法第 3 条の許可を申請したものでございます。譲受人の労力総数は 3 人、申請事由は、譲渡人が相続した農地の処分、譲受人が規模拡大になります。

それでは、農地法第 3 条第 2 項各号の審査基準に適合するかどうか検討した結果をご説明いたします。

まず、耕作の事業に必要な機械の所有状況、農業に従事する者の数等から、同項第 1 号の全部効率利用要件及び同項第 4 号の農作業常時従事要件は問題ないと思われ

ます。

次に、譲受人は農業法人以外の法人ではなく、また、信託行為ではないので、同項

第2号の法人要件及び同項第3号の信託の禁止には該当いたしません。

次に、申請地は譲渡人の自作地なので、同項第5号の転貸等の禁止には該当いたしません。

最後に、同項第6号の地域との調和要件ですが、申請地は水田として利用されていて、許可後も水稲を作付けする計画であり、問題はないと思われま

す。以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（増田榮）

続いて、現地調査を行っておりますので、その結果を川崎委員から報告願います。

○川崎委員

申請された農地について、現地を確認してまいりましたので、報告させていただきます。

申請地は、譲受人が農地を借りて耕作していた水田になり、購入後も引き続き、水稲を作付けする計画であり、特に問題はないと思われま

す。以上です。

○議長（増田榮）

続いて、農地利用最適化推進委員の池田さんから、ご発言がありましたら願います。

○池田推進委員

特に問題ないと思います。

○議長（増田榮）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。ありませんか。

（挙手なし）

○議長（増田榮）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第1号 整理番号1について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（増田榮）

挙手全員、よって議案第1号 整理番号1については、許可することに決定しました。

○議長（増田榮）

続いて、議案第1号 整理番号2について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（小川浩昭）

それでは、1ページ 議案第1号 整理番号2について、ご説明いたします。

場所については、3ページをご覧ください。

農地の所在は、龍角寺字大畑、地目は登記簿・現況共に畑で、面積は383㎡になります。譲渡人、譲受人及び経営面積は、記載のとおりです。

本件も、農地の売買により所有権移転を目的として、農地法第3条の許可を申請したものでございます。譲受人の労力総数は2人、申請事由は、譲渡人が相続した農地の処分、譲受人が規模拡大になります。

それでは、農地法第3条第2項各号の審査基準に適合するかどうか検討した結果をご説明いたします。

まず、耕作の事業に必要な機械の所有状況、農業に従事する者の数等から、同項第1号の全部効率利用要件及び同項第4号の農作業常時従事要件は問題ないと思われま

す。次に、譲受人は農業法人以外の法人ではなく、また、信託行為ではないので、同項第2号の法人要件及び同項第3号の信託の禁止には該当いたしません。

次に、申請地は譲渡人の自作地なので、同項第5号の転貸等の禁止には該当いたしません。

最後に、同項第6号の地域との調和要件ですが、申請地は長年耕作がされず放置されていた畑になり、許可後は野菜を栽培する計画であり、問題はないと思われま

す。以上、説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（増田榮）

続いて、現地調査を行っておりますので、その結果を川崎委員から報告願います。

○川崎委員

申請された農地について、現地を確認してまいりましたので、報告させていただきます。

申請地は、成田安食バイパスから龍角寺霊園に向かう手前の農地で長年耕作されていない状態でした。地元の農家が購入後、露地野菜を作付けする計画で農地が活用されるため、特に問題はないと思われま

す。以上です。

○議長（増田榮）

続いて、農地利用最適化推進委員の大見川さんから、ご発言がありましたらお願いします。

○大見川推進委員

特に問題ないと思えます。

○議長（増田榮）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。ありませんか。

（挙手なし）

○議長（増田榮）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第1号 整理番号2について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（増田榮）

挙手全員、よって議案第1号 整理番号2については、許可することに決定しまし

た。

○議長（増田榮）

続いて、議案第1号 整理番号3について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（小川浩昭）

それでは、1ページ 議案第1号 整理番号3について、ご説明いたします。

場所については、4ページをご覧ください。

農地の所在は、興津字道面、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は152㎡他4筆で合計4,084㎡になります。譲渡人、譲受人及び経営面積は、記載のとおりです。

本件も、農地の売買により所有権移転を目的として、農地法第3条の許可を申請したものでございます。譲受人の労力総数は3人、申請事由は、譲渡人が遺贈で受けた農地の処分、譲受人が規模拡大になります。

それでは、農地法第3条第2項各号の審査基準に適合するかどうか検討した結果をご説明いたします。

まず、耕作の事業に必要な機械の所有状況、農業に従事する者の数等から、同項第1号の全部効率利用要件及び同項第4号の農作業常時従事要件は問題ないと思われ

ます。次に、譲受人は農業法人以外の法人ではなく、また、信託行為ではないので、同項第2号の法人要件及び同項第3号の信託の禁止には該当いたしません。

次に、申請地は譲渡人の自作地なので、同項第5号の転貸等の禁止には該当いたしません。

最後に、同項第6号の地域との調和要件ですが、申請地は水田として利用されていて、許可後も水稻を作付けする計画であり、問題はないと思われ

ます。以上、説明とさせていただきます。よろしくお願

○議長（増田榮）

続いて、現地調査を行っておりますので、その結果を川崎委員から報告願

○川崎委員

申請された農地について、現地を確認してまいりましたので、報告させていただきます。

申請地は、譲受人が農地を借りて耕作していた水田になり、購入後も引き続き、水稻を作付けする計画であり、特に問題はないと思われ

○議長（増田榮）

続いて、農地利用最適化推進委員の麻生さんから、ご発言がありましたらお願いします。

○麻生推進委員

特に問題ないと思います。

○議長（増田榮）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。ありませんか。

（挙手なし）

○議長（増田榮）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第1号 整理番号3について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（増田榮）

挙手全員、よって議案第1号 整理番号3については、許可することに決定しました。

○議長（増田榮）

次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、を議題とし、整理番号1について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（小川浩昭）

それでは、5ページ 議案第2号 整理番号1についてご説明させていただきます。場所については6ページをご覧ください。

農地の所在は、布太字宮下、地目は登記簿・現況共に畑、面積は584㎡になります。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

本件は、農地の転用を伴う所有権移転を目的として、農地法第5条の許可を申請されたものです。転用事由は、既存施設である資材置場の拡張になります。申請者は、建築資材の配送業を営んでいて、事業の拡大を図るにあたり資材置場が手狭になることから、隣接する農地を購入して資材置場を拡張するものです。

それでは、農地法第5条第2項各号の審査基準に適合するかどうか検討した結果をご説明いたします。

まず、申請地の立地基準上の区分ですが、申請地は農振農用地ではありませんが、概ね10ヘクタール以上の一団の区域内の農地のため、第1種農地に該当するものと判断しました。第1種農地は、原則として転用許可をすることができませんが、不許可の例外規定に該当すれば許可できるとされています。今回の場合、農地法施行規則第35条第5号の例外規定に該当し、既存施設の拡張で拡張部分の敷地面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えないものは、例外的に許可できるとされています。

次に、一般基準ですが、同項第3号の申請目的実現の確実性は、申請書に添付されている事業計画書、残高証明書から問題はないと思われま

す。次に、同項第4号の周辺農地への支障ですが、3方が町道に囲まれた農地で、雨水については、敷地内に浸透させる計画になり、周辺農地への支障はないものと判断いたしました。

次に、同項第5号及び同項第6号については一時転用ではないため該当いたしません。

最後に、今回の申請は農地を採草放牧地に転用するものではないので、同項第7号には該当いたしません。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願

○議長（増田榮）

続いて、現地調査を行っておりますので、その結果を野村委員から報告願います。

○野村委員

申請された農地について、現地を確認してまいりました。

申請地は、国道356号付近の農地になり、3方が町道に囲まれていたことから、周辺農地への影響はないものと思われまますので、特に問題はないと思われまます。以上です。

○議長（増田榮）

続いて、農地利用最適化推進委員の山田さんから、ご発言がありましたらお願いしまます。

○山田推進委員

特に問題ないと思いまます。

○議長（増田榮）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願いまます。ありませんか。

（挙手なし）

○議長（増田榮）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決しまます。

議案第2号 整理番号1について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めまます。

（賛成者挙手）

○議長（増田榮）

挙手全員、よって議案第2号 整理番号1については、許可相当の意見を付して進達することに決定しまます。

○議長（増田榮）

次に、議案第3号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、を議題とし、整理番号1と整理番号2は借受人が同一なので、一括して事務局の説明を求めまます。

○事務局長（小川浩昭）

それでは、7ページ 議案第3号 整理番号1と整理番号2について、ご説明させていただきます。

場所につきましては、9ページから11ページまでをご覧ください。

農地中間管理事業を活用した賃借権の設定になります。

整理番号1 農地の所在が興津字芋田、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で、面積は476㎡他12筆で合計8,918㎡です。

整理番号2 農地の所在が興津字道面、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で、面積は1,021㎡です。

内容は賃借権の設定で、貸付人、借受人、転貸人及び経営面積は、記載のとおりです。また、10a当たりの賃借料は1.5俵で、期間は、令和8年3月1日から令和18年2月29日までの10年間になります。

借受人につきましては、地域の認定農業者であり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて、全部効率要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われま

す。以上、説明とさせていただきます。よろしくお願

○議長（増田榮）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

○議長（増田榮）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第3号 整理番号1と整理番号2について、一括して採決を行いたいと思

いますが、いかがでしょうか。

○議長（増田榮）

異議なし、とのことですので、議案第3号 整理番号1と整理番号2について、町

に対し意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求め

ます。

○議長（増田榮）
挙手全員、よって議案第3号 整理番号1と整理番号2については、農業委員会

として意見がない旨回答することに決定しました。

○議長（増田榮）
続いて、議案第3号 整理番号3と整理番号4についても借受人が同一なので、一

括して事務局の説明を求め

ます。

○議長（増田榮）

なお、この案件については、長谷川委員に関連する議案ですので、農業委員会等

に関する法律第31条第1項の規定により、ここで退席をお願いします。

○議長（増田榮）

○事務局長（小川浩昭）

それでは、8ページ 議案第3号 整理番号3と整理番号4について、ご説明させ

ていただきます。

場所につきましては、12ページと13ページをご覧ください。

こちらも農地中間管理事業を活用した賃借権の設定になります。

整理番号3 農地の所在が中谷字中谷、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で、面積は1,957㎡他3筆で合計3,979㎡です。

整理番号4 農地の所在が請方字上請方、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で、面積は3,029㎡他2筆で合計8,751㎡です。

内容は賃借権の設定で、貸付人、借受人、転貸人及び経営面積は、記載のとおりです。また、10a当たりの賃借料は1.5俵で、期間は、令和8年3月1日から令和

18年2月29日までの10年間になります。

借受人につきましては、地域の認定農業者になり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて、全部効率要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われま。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（増田榮）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

○議長（増田榮）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第3号 整理番号3と整理番号4について、一括して採決を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

○議長（増田榮）

異議なし、とのことですので、議案第3号 整理番号3と整理番号4について、町に対し意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（増田榮）

挙手全員、よって議案第3号 整理番号3と整理番号4については、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。

長谷川委員は、入室して着席をお願いします。

（長谷川委員着席）

○議長（増田榮）

以上で本日の議案の審議はすべて終了しました。その他の件について、委員から発言があれば挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（増田榮）

なければ、以上をもちまして令和7年第12回総会を閉会します。

○事務局長（小川浩昭）

起立、礼、ご苦勞様でした。

午後3時25分閉会